（地方自治法施行令の一部改正）

第四十一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第六項」に改め、同項第二号中「第四十条の六第三項、第五項、第十三項、第十六項第二号、第三十八項及び第四十五項第四号（第四十条の七第四十九項」を「第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号（第四十条の七第五十六項」に、「第四項、第十八項第二号及び第四十三項」を「第五項、第九項、第二十項第二号及び第五十項」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四十二条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第九十条の六の二第一項」の下に「、第九十条の六の三第一項」を加える。

附則第十六項中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削り、「たばこ税法第三条」を「同法第三条」に改める。

附則第十七項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「千分の九百五十五」を「千分の九百五十七」に、「千分の四十五」を「千分の四十三」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十六号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「確定申告書」の下に「、同項第三十九号に規定する修正申告書又は同項第四十号の二に規定する更正請求書（以下この条において「申告書等」という。）」を加え、「これ」を「当該申告書等」に改め、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第二条の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

税理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十七号

税理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十九条の二第三項及び第四十九条の十四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第十一条の二第一項中「及び第五号」を「、第五号及び第十号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十八号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第八号及び第十三号、第四条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第四条の二第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。